

税金ってなんだろう？

確定申告を提出した後で、申告内容を間違えていたり、若しくはうっかり確定申告を行うのを忘れていたなどはありませんか。もう一度ご確認ください。

★税金を多く申告していた場合★

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いた時は、「更正の請求」をして正しい税額へ訂正を求めることができま

す。この更正の請求を行う場合は、税務署または国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に、既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

★税金を少なく申告していた場合★

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いた時は、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告を行う場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。

修正申告や、税務署から指導を受けた場合、新たに納めることとなった所得税のほかに、過少申告加算税または重加算税や延滞税がかかることがあります。

★固定資産課税台帳(評価額)の縦覧について★

「土地価格等縦覧帳簿」、「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧について詳しくは以下のとおりです。

縦覧できる期間

平成29年4月3日(月)～

平成29年5月1日(月)まで

縦覧できる場所 役場税務課

縦覧できる時間

午前8時30分～午後5時15分まで

(ただし、土日祝祭日は除く)

縦覧できる人

固定資産税の納税者(または納税者の同居親族・代理人。ただし、同居親族は納税通知書または課税明細書が、代理人は代理人選任届または委任状が必要です)

縦覧の持ち物

認め印(法人は社印)と本人確認ができるもの(例えば納税通知書など)

今月の納税

固定資産税 第1期

5月1日(月)

軽自動車税 第1期

5月1日(月)

延長窓口サービス

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。

町税の納付などご利用されたい方はお気軽にご利用ください。

★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は各納期限が振替日となります。納期限の前日までに預金残高をご確認ください。

●固定資産税は前納がお得です！●

年税額100,000円の場合、第1期納期限(5月1日)までに全額納付していたら970円(前納報奨金)お得となります。

国民年金保険料の納付が困難な学生は学生納付特例制度をご利用ください

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられますが、国民年金保険料の納付が困難な学生については、申請によって在学中の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。国民年金保険料が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害基礎年金の受給資格要件に含まれます。学生であつて所得が少なく、保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の加入期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)することができるとなっています。(承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。)

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校(1年以上の就学課程に限りません。)に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年度必要です。

提出先は

大垣年金事務所

0584・78・5166

池田町役場保険年金課③番窓口

45・3111(内線113)

平成26年4月から、申請時点の2年1ヶ月前の月分まで申請できるようになりました。過去2年1ヶ月以内に未納がある方は、当時の学生証または、在学証明書があれば、学生納付特例の申請が可能です。